

# 令和2年度 産学融合拠点創出事業

産学融合先導モデル拠点創出プログラム

－ 募 集 要 領 －

令和2年6月

経済産業省

産業技術環境局

令和2年度 産学融合拠点創出事業  
産学融合先導モデル拠点創出プログラム  
募 集 要 領

令和2年6月2日  
経 済 産 業 省  
産 業 技 術 環 境 局  
大 学 連 携 推 進 室

経済産業省では、令和2年度「産学融合拠点創出事業（産学融合先導モデル拠点創出プログラム）」を、以下の要領で募集します。

申請にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」及び交付要綱をご理解の上、下記の点についても十分にご認識いただいた上でご応募願います。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額

100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。

(参考) [http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## － 目次 －

1. 事業概要	1
1-1. 事業目的・趣旨	1
1-2. 事業スキーム	2
1-3. 事業内容	3
1-4. 申請資格	8
1-5. 事業実施要件	9
1-6. 事業実施期間	10
1-7. 留意事項	10
2. 補助金交付の要件	11
2-1. 採択予定件数	11
2-2. 補助率・補助額	11
3. 補助金の支払い	11
3-1. 支払時期	11
3-2. 支払額の確定方法	12
3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握	12
4. 申請手続き	12
4-1. 募集期間・スケジュール	12
4-2. 説明会の開催	13
4-3. 申請方法	13
5. 審査・採択	15
5-1. 審査方法	15
5-2. 審査基準	15
5-3. 採択結果の決定及び通知	16
6. 交付決定	16
7. 補助対象経費の計上	17
7-1. 補助対象経費の区分	17
7-2. 直接経費として計上できない経費	17
7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外	17
8. その他の注意点	18
9. 問い合わせ先	18
参考資料	

## 1. 事業概要

### 1-1. 事業目的・趣旨

知識集約型社会へのパラダイムシフトが進展し、社会全体が価値創造への転換が求められているなか、イノベーションを興し、社会課題を解決していくためには「知」の集積が不可欠です。このため、「知」の源泉である大学が、産学連携のオープンイノベーションを通じて、未来社会へとつながる共通価値の創造に寄与していくことの重要性はますます高まっています。

一方で、産学連携の取組は、1998年の大学等技術移転促進法（TLO法）の制定以降、一定の進展はありますが、いまだに個別技術の橋渡しが中心となっており、国際比較においても企業等による大学の機能・リソースの活用が進んでおらず、十分な成果を上げられていない状況にあると言われてしています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による新たな社会課題の顕在化や社会構造が複雑化し、不確実性が一層高まる状況下で、企業が自前主義を脱却し、大学を起点とするオープンイノベーションを志向するために、大学と産業界が従前の役割分担論を超えて、課題設定の段階から一体的・融合的に研究開発、事業創出さらに人材育成等を行う産学連携の新たなステージへの転換が求められています。特に、Society 5.0時代には、これまでのリニアモデル（大学の基礎研究成果が企業に技術移転され、事業化を進める「産学連携 1.0」、産学連携本部やTLOが橋渡し機能を担い共同研究等につなげる「産学連携 2.0」）を超えて、マルチステークホルダーを巻き込み、インクルーシブで、人材やアイデア、情報の流動性を高めた「産学連携 3.0」、すなわち「産学融合」を展開していくことが重要です。このなかでシーズ/テクノロジープッシュの産学連携だけではなく、バックキャスティングで、Market-inそしてSociety-inの視点に立脚した、スピード感をもった研究開発・事業創出へとつなげていくことが、イノベーション創出に向けた重要なステップの一つになると考えられます。同時に、これらの持続可能なスキームを構築するため、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）を重視したESG投資の呼び込みなど、社会課題の解決と事業機会、投資機会の拡大の好循環を生み出すホットスポットを先導的な取組や成功事例を積み上げるにより創出していく必要があります。

これらの課題に取り組むため、令和2年度産学融合拠点創出事業では、以下の2つのプログラムを通じて、大学を起点とするオープンイノベーションの深化とさらなる拡大を目指しています。

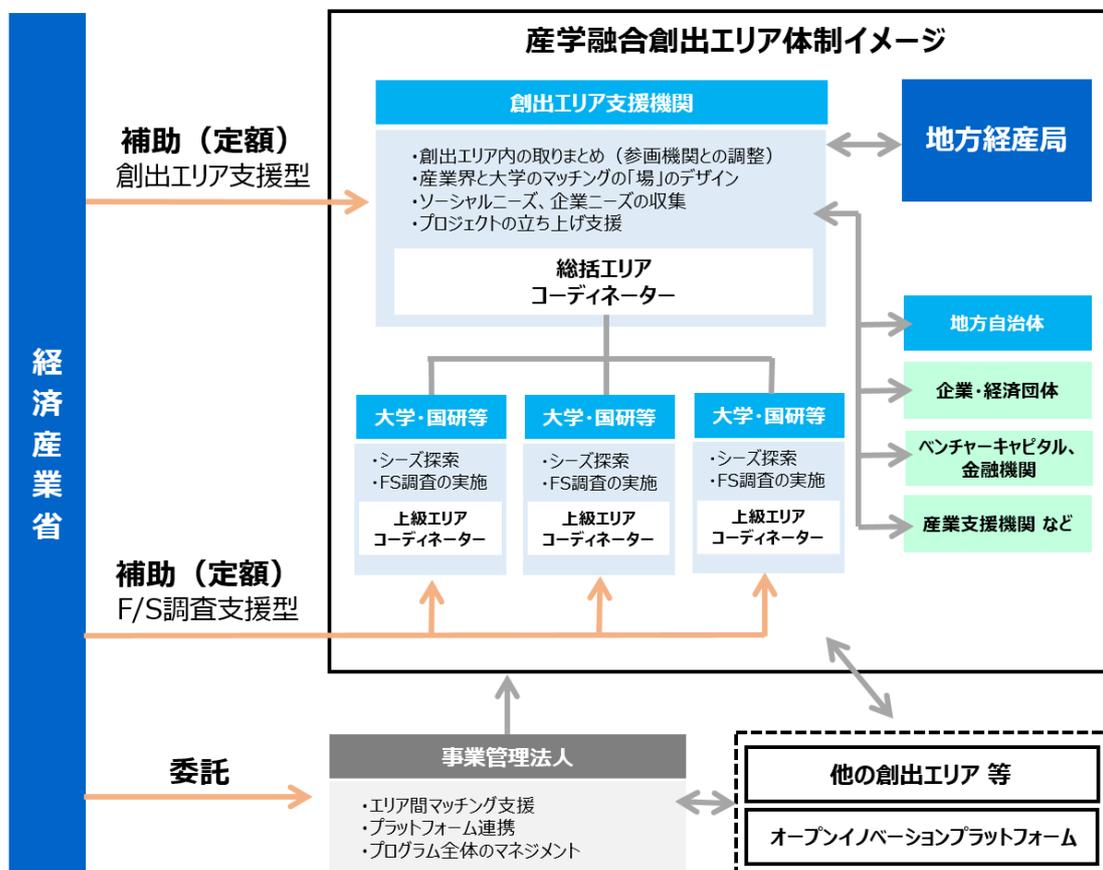
①	産学融合先導モデル拠点創出プログラム (産学融合に先導的に取り組み、モデルとなる拠点の形成支援)
②	地域オープンイノベーション拠点選抜制度 (地域オープンイノベーション拠点の評価・選抜)

本公募では、産学融合を通じた共通価値の創造を目指し、産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた支援として、産学融合先導モデル拠点創出プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施エリアとその推進力（グロースチーム）となるキープレーヤーを募集します。

## 1-2. 事業スキーム

本プログラムは、都道府県域を超えた広域な地域ブロックにおいて、複数の大学と公的研究機関・産業支援機関、そして企業、経済団体、金融機関、ベンチャーキャピタルなどの投資機関、さらに地方自治体などを含めたマルチステークホルダーによる産学官連携のネットワーク創設及びネットワークから生み出される産学融合の研究開発・事業創出の取組を加速化させるため、創出エリア支援型及びF/S調査支援型の2つの支援形態から構成されています。

具体的には、産学融合創出エリア（以下、「創出エリア」という。）を指揮する総括エリアコーディネーターがイニシアティブをとり、そのビジョンに基づき、参画機関に所属する高度な専門性をもった上級エリアコーディネーターと連携して、創出エリアにおけるプロジェクト創出のグロスチームの役割を担うこととします。また、参画機関によるネットワークを媒介し、産学を含むマルチステークホルダーとの対話を通じて、マテリアリティ（重要課題：組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映する項目、ステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的に影響を及ぼす項目）の特定とそれに基づく価値創造ストーリーの構築、さらに競争優位を確立するための戦略立案とその実行を推進することを目的としています。また、これらの立案・実行にあたっては、研究シーズなどの大学の知やそれらを産み出す機能・リソースのイノベーション潜在性について、創出エリアの産業集積やエコシステム、ソーシャルキャピタルなどの強みを踏まえて分析・検討し、ビジネス/ソーシャルニーズの観点からイノベーション創出を力強く推進します。



本プログラムにおいては、目下の個別課題の解決のみならず、創出エリアにおけるボトムアップのアプローチに基づきF/S調査等を実施し、その実現可能性を見極め、高めることにより、産学融合の好事例の創出とイノベーションを連続的に産み出す基盤構築・強化の取組を重点的に支援します。併せて、リソースの集中化により首尾一貫した政策資源の投入を進めるため、経済産業省及び関係府省庁等の各種関連施策ともシームレスに連携し、大学を起点とし、価値創造ストーリーから生まれるイノベーション創出サイクルの構築を目指します。

### 1-3. 事業内容

(創出エリア支援型) 補助対象：民間団体等

#### (1) 産学融合を紡ぐイノベーション創出ネットワークの構築

創出エリアの取りまとめ機能を担う創出エリア支援機関がハブとなり、総括エリアコーディネーターの指揮のもと、高度専門人材である上級エリアコーディネーターの活用と産学を含めたマルチステークホルダーとの対話を通じて、創出エリアのネットワーク構築と機能強化の取組を推進します。

[具体的取組]

- ・産学連携を研究フェーズから産学連携事業化に向けて取り組むべく、複数の大学と国研等の公的研究機関、産業支援機関、企業、経済団体、ベンチャーキャピタル、銀行、信用金庫等の金融機関、さらに自治体等との実質的な連携体制を構築する。
- ・大学等の技術シーズを集めるとともに、ソーシャルニーズや企業等のビジネスニーズを収集するスキームを構築する。
- ・広域連携を行うにあたって、協定の締結や協議会を設置するなど、実質的なガバナンス体制、連携体制を構築する。
- ・事業創出に向けて研究開発フェーズからバリューチェーンの構造を考慮し、セクターを超えた目線でシナジーが期待できるパートナーの探索や海外企業・海外機関を含むグローバルなアライアンス構築を可能とする体制を構築する。
- ・ベンチャー企業や地域未来牽引企業などの中小企業との連携などを含め、クリティカルマスに向けた集積へつなげ、新たな事業展開をオープンイノベーションで推進する体制を構築する。

#### (2) 産学融合先導モデル形成に向けた推進計画の策定・実行

産学融合の取組を加速化させ、社会価値を創出していくために、上記のネットワークを基盤として、創出エリアにおけるビジョンのもとで、マテリアリティ(重要課題)を特定します。ビジョンを共有するメンバーを集め、その実現に向けた課題の解決を検討し、研究開発や事業化のシナリオとロードマップを描くことにより産学官が一体となった戦略を立案します。この戦略に基づき、特にこれまで一大学単独では対応が難しかった課題について、各大学等の強みを活かし複数大学等が協調・連携する産学融合を推進します。これにより、創出エリアにおいて、産学連携のパイプラインを強化し、大きな価値創造につながる可能性を秘めたプロジェクトが、常に複数動いている状態へのシフトを目指します。

〔具体的取組〕

- ・創出エリアのビジョンのもとで、明確化されたプロセスに基づくマテリアリティ（重要課題）を特定し、価値創造ストーリーを位置づけるとともに、中長期的（10年後の到達点を見据えて、5年間の計画を想定）に取り組むため、達成すべき最終目標である KGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）及び目標達成に向けたプロセスの進捗状況を評価するための指標である KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）等を適切に設定する。ただし、共通 KPI として、①産学連携プロジェクト創出数（大型連携の別を含む。）、②プロジェクト等の資金調達額、③大学発ベンチャー等創出数を含めて設定すること。
- ・マテリアリティに基づき、創出エリアの科学技術シーズ、地域産業なども踏まえ、これらの目標に対応する5～10程度の推進計画を策定する。  
※推進計画については、事業開始2年度目以降は10程度以上を策定することとしてください。



- ・産業界と大学のマッチングの「場」のデザイン、潜在的なアライアンス先の発掘、マッチングのための研究計画等のブラッシュアップやプロジェクトに最適なチームアップに取り組む。特に、産業界への価値提案を行い、目標のすり合わせと信頼関係の醸成等を通じて、プロジェクトの立ち上げ支援を行う。
- ・推進計画については、大学発の研究シーズを起点とした研究開発プロジェクトのほか、産学融合創出に向けた実証研究プラットフォームなどのスキーム構築のプロジェクトを有機的に組合せ構成すること。
- ・また、推進計画策定の観点としては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生によりもたらされる新たな社会課題への対応など社会ニーズの高い取組や革新的環境イノベーション戦略などの国の科学技術政策等との関連性が高い取組、さらに、中長期的かつ新たな視点で研究開発の芽を汲み上げるような取組など、ポートフォリオ構築に配慮すること。
- ・事業期間中に開始したプロジェクトに関しては、マイルストーンの設定など、事業化に向けたプロジェクトマネジメントにも注力すること。各年度のマイルストーンを確

認するとともに、競争力が低く、事業として成立する可能性が低くなっていく場合などには、総括エリアコーディネーターの責任のもとで、優先度を見極め、推進計画等を柔軟に見直すこと。

### (3) 自律的かつ持続可能なイノベーション創出基盤の整備

自律的かつ持続可能なイノベーション創出に向けて、規制を含めたイノベーションの律速・阻害要因を低減させる取組など、既存の枠組みや地域枠にとらわれない多様なアプローチとそれを実現する体制・制度整備が必要です。これらの基盤整備を通じて、産学融合の新たなプロジェクト組成や ESG 投資を含む産業界からの資金の循環、イノベーション創出を担う人材の確保へとつなげる、持続可能な事業展開を期待します。

また、既存に強みを有する特定の産業セクターの競争力強化のみならず、将来成長する可能性のある分野の同定や、技術的・市場的機会が潜在している領域の探求と開拓などの創出エリアとして注力すべき対象の発掘・絞り込みとその検証・実行をダイナミックなサイクルで回すため、創出エリアの戦略に基づき最適なアプローチによりイノベーションの創出を推進することとします。

〔具体的取組〕

- ・実証研究・実証フィールド、テストベッド、リビングラボの整備・活用
- ・新技術等実証制度（プロジェクト型サンドボックス）、グレーゾーン解消制度、国家戦略特区等の活用
- ・民間等のオープンイノベーションプラットフォームの活用
- ・CIP（Collaborative Innovation Partnership：技術研究組合）、大学発ベンチャーなどの出島の設立・活用
- ・総括エリアコーディネーター、上級エリアコーディネーター等のインセンティブ制度設計・構築
- ・事業創出を推進する人材の獲得・定着など新たな人材流動を産み出す制度設計・構築
- ・Entrepreneur in Residence（EIR：客員起業家制度）のスキーム構築
- ・大学発ベンチャー等の研究成果の活用事業者への支援（知的財産権の移転、技術的な指導・助言、保有する施設又は設備の貸付け、研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援）に伴う、株式・新株予約権の取得 など

※上記は例示であり、これに限定することなく各創出エリアの戦略に基づき基盤整備を行うこと。

### (F/S調査支援型) 補助対象：大学・国研等

産学融合による価値創造に向けて、大学等が有する技術シーズの試作品設計・製作、市場性・特許性等の評価、ビジネスモデル検証やプラットフォーム化に向けた事業性を検証するためのF/S調査等を創出エリア支援型と連動して支援します。F/S調査支援型は、総括エリアコーディネーターのビジョンのもと、上級エリアコーディネーターの推薦により、創出エリア支援型の参画機関である大学・国研等と創出エリア支援機関が連名で取り組むものとします。

※F/S調査支援型は、新しい概念や理論、原理、アイデアの実証を目的とした検証やデモンストレーションなどの PoC (Proof of Concept) 取得や、試作品 (プロトタイプ) 設計・製作などに使用できますが、いわゆる研究費としての使用は認められません。

※F/S調査支援型は、創出エリアの必要に応じて申請するものとし、必ず申請しなければならないものではありません。また、F/S調査支援型は、原則、毎年度公募をする予定です。

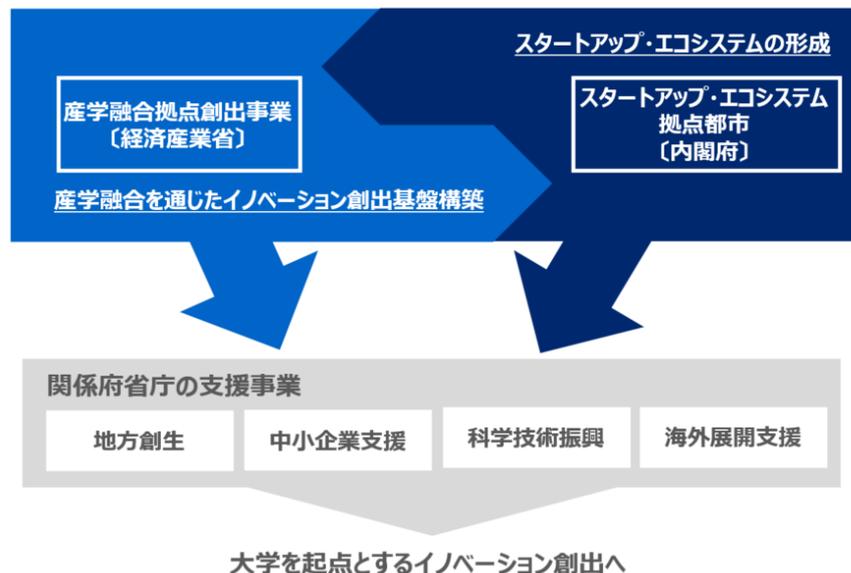
※支援対象は、必ず大学が関与する提案でなければなりません。

### (その他事業・制度との連携)

本プログラムでは、内閣府のスタートアップ・エコシステム拠点都市をはじめとして、関係府省庁で実施している産学連携関連事業・制度と連携して実施予定です。

[参考：内閣府スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>



例えば、創出エリアで形成された研究開発や事業シーズは、戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業) や官民による若手研究者発掘支援事業等とファンディングにおいてシームレスな連携を実施予定です。

また、本プログラムで形成された産学融合拠点は、地域オープンイノベーション選抜拠点制度 (J-Innovation HUB) の審査においても一定の加点がされます。

[参考：代表的な連携事業・制度]

○ネットワーク交流・基盤強化支援

- ・内閣府 スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成（再掲）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>
- ・農林水産省 「知」の集積と活用<sup>®</sup>の場<sup>®</sup>産学官連携協議会  
<https://www.knowledge.maff.go.jp/>
- ・経済産業省 地域未来投資促進法  
[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)
- ・経済産業省 地域オープンイノベーション選抜拠点制度（J-Innovation HUB）  
[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/sangakurenkei/openinnovation.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/openinnovation.html)
- ・オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）  
<https://www.joic.jp/>
- ・日本貿易振興機構（JETRO） 大学連携イノベーションデスク事業（※） など  
※令和2年度は東北大学、京都大学、徳島大学で実施。



○プロジェクト研究開発等支援

- ・内閣府 地方大学・地域産業創生交付金事業  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/daigaku\\_kouhukin/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/daigaku_kouhukin/index.html)
- ・農林水産省 イノベーション創出強化研究推進事業（令和2年度は公募終了）  
<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/innovation/index.html>
- ・経済産業省 官民による若手研究者発掘支援事業  
[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/support\\_youngresearchers.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/support_youngresearchers.html)
- ・中小企業庁 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>
- ・科学技術振興機構（JST） 共創の場形成支援プログラム  
<https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html>
- ・科学技術振興機構（JST） 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）  
<https://www.jst.go.jp/a-step/index.html>

このほか、参画機関においては、本プログラムを通じて産学連携やオープンイノベーションに関する下記のガイドライン等の取組を進めていただきます。

[参考：ガイドライン等]

- ・産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン  
[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html)
- ・日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針  
<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191004003/20191004003.html>

## 1-4. 申請資格

### (創出エリア支援型)

以下の要件を満たす①、②並びに③の連名によるものとし、②の法人のなかで、採択後に創出エリア支援機関となる代表幹事機関を1法人選出し、代表幹事機関がとりまとめのうえ申請すること。

①大学・国研等・・・・・・・・・・・・・・・・・・3機関以上

(うち、国公立大学は2機関以上)

※「大学・国研等」とは、国公立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国立研究開発法人等をいう。

②研究開発、産業振興等を目的とする法人・・・1機関以上

※株式会社を含む、①、③に該当しない民間団体等の法人については、②に分類願います。

※公設試験研究機関（公設試）については、②に分類願います。

③都道府県または政令指定都市・・・・・・・・・・2自治体以上

[①・②に関する要件]

(i) ③の都道府県または政令指定都市に拠点を有していること。

(ii) 本プログラムを的確に遂行する組織、人員等を有していること。

(iii) 本プログラムを円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(iv) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

### (F/S調査支援型)

以下の要件を満たす大学・国研等及び代表幹事機関（創出エリア支援機関）の連名によるものとします。

また、F/S調査支援型は、各創出エリアからの申請件数は令和2年度募集においては5件以内とし、優先順位を付すものとします（優先順位付けについては、経済産業省より創出エリア支援機関宛てに後日照会を行います。）。

[要件]

(i) 創出エリア支援型の参画機関（創出エリア支援型の申請要件を満たしている）であること。

(ii) 上級エリアコーディネーターの推薦により、総括エリアコーディネーターが申請を許可した提案であること。

※F/S調査支援型は、創出エリアの必要に応じて申請するものとし、必ず申請しなければならないものではありません。また、F/S調査支援型は、原則、毎年度公募をする予定です。

※大学・国研等のうち、大学以外が提案者となることは可能ですが、大学が関与しない提案の申請は認めません。また、審査の対象としません。

※複数の大学・国研等での申請は可能ですが、補助金交付先は1機関とします。

## 1-5. 事業実施要件

本プログラムの申請、実施にあたり、(1)～(4)の項目を満たす必要があります。

### (1) 創出エリア支援機関（代表幹事機関）に関する要件

- ①参画機関の総意に基づき、創出エリアにおける産学融合拠点形成の推進機関として、創出エリア内に拠点を有し、産学を含めたマルチステークホルダーとの対話の場の設置と、創出エリアにおけるマテリアリティ（重要課題）の特定、またそれに基づく戦略策定とその実行の推進役を担い、参画機関間における円滑な連携体制を構築すること。
- ②創出エリア支援機関は、本プログラムの創出エリアの窓口として、経済産業省（本省・地方経済産業局）及び参画機関等との連絡・調整等に努めること。
- ③創出エリア支援機関は、本プログラムで構築されたネットワークを補助事業終了後も自律的なシステムとして持続的に運営すること。

### (2) 総括エリアコーディネーターに関する要件

- ①創出エリアの活動の全体マネジメントを行う総括エリアコーディネーターを参画機関の総意に基づき1名推薦すること。
- ②創出エリア支援機関と総括エリアコーディネーターは雇用契約等を締結し、組織として本プログラムを実施すること。  
※申請段階で雇用等をしている必要はないが、採択後に事業に支障等が生じないように速やかに雇用契約等を締結すること。
- ③総括エリアコーディネーターは、本プログラムの全体マネジメントをする観点から、産学連携を含めたオープンイノベーションに精通し、事業経営の知見・経験がある者を想定しています。また、役割・業務内容は以下のとおりを想定しています。
  - ・事業戦略、推進計画の策定・実行
  - ・創出エリア内外のステークホルダーとの意見交換・交渉等
  - ・産業界・大学のキープレイヤー（研究者等）の選定とプロジェクト組成
  - ・事業のマイルストーンの設定・マネジメント
  - ・資金調達、出口戦略の策定・実行
  - ・上級エリアコーディネーター等の人材マネジメント

### (3) 上級エリアコーディネーターに関する要件

- ①創出エリアにおいて高度な専門性を有し、高い意欲と熱量がある上級エリアコーディネーターを参画機関あたり原則2名を上限として、総括エリアコーディネーターの意見を踏まえ、創出エリア全体で5名から10名程度推薦すること。また、推薦にあたっては、各参画機関との円滑な連携が可能となる人材であり、かつ、チーム構成として、機能・役割や専門分野のほか、優秀な若手コーディネーターの抜擢や外部の専門人材の活用など、多様性が担保されるよう戦略的な構成とすること。

- ②上級エリアコーディネーターの役割・業務内容は以下のとおりを想定しております。
- ・エリア内外の企業ニーズ・技術シーズ等の情報収集・発掘
  - ・産業界・大学のキープレイヤー（研究者等）を巻き込んだプロジェクト形成
  - ・事業化に向けた研究計画等の伴走支援（知財戦略・標準化戦略等を含む）
  - ・F/S調査支援型のシーズ推薦 など

※なお、上級エリアコーディネーターに関しては、人件費は原則補助対象とせず、活動経費のみ補助対象とする。

#### （４）参画機関等に関する要件

- ①総括エリアコーディネーターがプログラムを実質的に推進できるよう、創出エリアにおいて必要な権限等を付与することや各参画機関の代表者や実施責任者と定期的な意見交換を実施することのほか、総括エリアコーディネーターに参画機関の役職を付与するなど適切な体制を構築すること。
- ②上級エリアコーディネーターを推薦した参画機関においては、上級エリアコーディネーターが本プログラムに関連する活動を実施する際に、必要となるエフォート（従事時間）等の確保や必要な役職を付与するなどの措置を講じること。
- ③経済産業省（本省・地方経済産業局）及び別途経済産業省が委託する下記の事業管理人との情報共有・円滑な連携を行うこと。
- [事業管理人] EY 新日本有限責任監査法人
- <https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2020/s200422001.html>
- ※なお、産学融合拠点創出事業（運営・事業高度化支援）と創出エリア支援型の双方に申請することは可能ですが、事業の実施に支障等が無いように事業の切り分け等が明確になるようにしてください。
- ④経済産業省（本省・地方経済産業局）及び経済産業省が委託する事業管理人によるイベント、調査等について協力すること。

### 1-6. 事業実施期間

#### （創出エリア支援型）

交付決定日から5事業年度

ただし、事業期間中において中間審査等を行い、事業継続の可否を決定する。

（例：3年度目に中間審査を行い、4年度目以降の事業継続の可否を決定）

#### （F/S調査支援型）

交付決定日を含む事業年度中

### 1-7. 留意事項

- ①本プログラムにおいては、いわゆる地域負担（例えば、補助額と同額の予算拠出など）は求めませんが、地方自治体のコミットメントとして、各自治体等における産業振興施策にコミットできるよう、総括エリアコーディネーターに適切な役職等（例えば、政策

顧問やアドバイザーなど)を付与するなど、実質的な関与を可能とするよう配慮すること。

②地方自治体においては、地域未来投資促進法に基づく基本計画、連携支援計画との連携のほか、地方版総合戦略等の地方創生の施策との積極的な連携を図ること。また、本プログラムとの積極的な連携が可能となる産業振興施策等を講じること。

③補助事業の実施状況の把握のため、経済産業省(本省・地方経済産業局)及び経済産業省が委託する事業管理法人が定期的に進捗状況を確認いたします。また、事業終了後において追跡調査等に協力いただく場合があります。

## **2. 補助金交付の要件**

### **2-1. 採択予定件数**

採択予定件数は以下のとおりとし、補助金の交付先は、創出エリア支援型においては代表幹事機関(創出エリア支援機関)とし、F/S調査支援型においては、F/S調査支援型に申請した大学・国研等とする。

(創出エリア支援型)

2～3件程度

(F/S調査支援型)

6件程度

※F/S調査支援型に関しては、創出エリア支援型の採択に含まれる申請内容について審査を行い、F/S調査支援型の対象となるプロジェクトを選定します。

※令和2年度募集においては各創出エリアからの申請件数は5件以内とします。このため2～3エリア×最大5件の申請に対して6件程度を採択予定です。

### **2-2. 補助率・補助額**

定額補助(10/10)とし、各支援タイプの1件当たりの上限額は以下のとおりとします。

(創出エリア支援型)

75,000千円/年(上限額)

(F/S調査支援型)

5,000千円/年(上限額)

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

## **3. 補助金の支払い**

### **3-1. 支払時期**

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い(概算払)を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

[参考] 概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

### 3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

### 3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、実施体制資料を添付してください。

実施体制資料には、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合等については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(別添1参照)を添付してください。

## 4. 申請手続き

### 4-1. 募集期間・スケジュール

(創出エリア支援型・F/S調査支援型共通)

募集開始日：令和2年6月2日(火)

締切日：[意向登録]

令和2年7月7日(火)

創出エリア支援型様式1-1別紙のみ電子メールで提出

※意向登録時点は、参画機関の全てが決定していなくとも、申請要件を満たしていれば構いません。

※意向登録の提出があった代表幹事機関の連絡担当窓口宛てに本プログラムに関するFAQのアップデート情報やヒアリング審査等のスケジュールについての連絡をいたします。

※意向登録で提出のあった様式1-1別紙に記載の内容のうち、代表幹事機関を含む全ての参画機関、総括エリアコーディネーターに関する情報については、公表する場合があります。

〔申請締切〕 令和2年7月28日（火） 17時必着

※意向登録の締切日以降で様式1-1別紙に変更があった場合にも差し替えのうえ、ご提出願います。

#### （創出エリア支援型）

審査：令和2年8月上旬～中旬（書面審査及びヒアリング審査を予定）

採択通知：令和2年8月下旬

事業開始：令和2年9月以降

#### （F/S調査支援型）

審査：令和2年8月下旬（書面審査のみ）

採択通知：令和2年9月上旬

事業開始：令和2年9月以降

※上記の審査スケジュール等については、新型コロナウイルス感染症の影響等により変更になる場合があります。

### 4-2. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の対策として、説明会の開催予定はありません。

質問等がありましたら、「9. 問い合わせ先」に記載の担当者まで直接問い合わせ願います。

また、質問が多い事項に関しては、経済産業省 HP にて FAQ を後日掲載予定です。

〔FAQ 掲載 URL〕

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/j-nexus.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j-nexus.html)

### 4-3. 申請方法

本プログラムは、原則、補助金申請システム **jGrants** で申請を受け付けます。**jGrants** では、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。また、申請書類に関しては、創出エリア支援型、F/S調査支援型のいずれについても、代表幹事機関が取りまとめのうえ、提出してください。

#### <申請書類>

##### （創出エリア支援型）

- ①申請書表紙（様式1-1）
- ②申請概要（様式1-1別紙）
- ③提案書（様式1-2）
- ④提案書補足資料（様式任意）

※様式は問いませんが、記載内容及び分量は別添の補足資料様式を参照願います。

- ⑤申請同意書（様式1-3）
- ⑥法人概要（代表幹事機関のパンフレット等）

⑦直近の財務諸表 (代表幹事機関の直近1年分の財務諸表)

※⑤申請同意書は、代表幹事機関が全ての参画機関の分を取りまとめること。

#### (F/S調査支援型)

①申請書表紙 (様式2-1)

②提案書 (様式2-2)

③提案書補足資料 (様式任意)

※様式は問いませんが、記載内容及び分量は別添の補足資料様式を参照願います。

※F/S調査支援型を複数申請する場合は、申請ごとに上記資料を作成願います。

#### <補助金申請システム jGrants>

<https://jgrants.go.jp/>

※jGrants を利用するにあたり、G ビズ ID の gBizID プライムの取得が必要です。gBizID プライムの申請受付状況によっては ID 取得までに期間を要する場合がありますので余裕を持って準備してください。

※jGrants による申請は、創出エリア支援型及びF/S調査支援型の双方について、代表幹事機関がとりまとめのうえ、申請願います。

※jGrants の利用の有無は採択審査には影響しません。

なお、申請にあたって、やむを得ない事情等により補助金申請システム jGrants の使用が難しい場合については、メールでの申請も受け付けます。この場合は、以下のメールアドレス宛てに、「所属」「氏名」「連絡先」「補助金申請システム jGrants の使用が難しい理由」をメール本文に記載のうえ、御連絡願います。

送付のあったメールアドレス宛てに、資料のアップロード用の URL をお送りします。

#### <電子メールの場合>

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室

E-Mail : [daigaku-renkei@meti.go.jp](mailto:daigaku-renkei@meti.go.jp)

産学融合先導モデル拠点創出プログラム担当宛て

※メールの件名(題名)を必ず「産学融合拠点創出事業申請書」としてください。

※意向登録については、上記アドレス宛てに提出してください。

#### (留意事項)

- ・申請書類に記載された情報については、事業内容等の審査・管理、支払額の確定・精算、政策効果検証、関連府省庁等の支援スキームへの接続といった一連の業務遂行のためのみ利用します。なお、申請書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)

を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ・申請書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ・提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取り消しとなることがあります。

## 5. 審査・採択

### 5-1. 審査方法

審査は外部有識者により構成される審査委員会において、原則として申請書類に基づいて行います。また、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、審査にあたっては、創出エリア支援型の選定を先行して行い、F/S調査支援型については、当該創出エリア支援型の申請についてのみ審査を実施し、採択を決定いたします。

### 5-2. 審査基準

審査にあたっては、創出エリア支援型、F/S調査支援型について、別々の審査基準に基づき評価を行います。ただし、申請資格を満たしていない事業については、各項目の評価にかかわらず採択しません。

#### (創出エリア支援型)

- ① 提案内容が本プログラムの目的に合致しているか（特に、広域連携の観点、エリアの特色や資源の活用の観点、課題設定の適切性などの観点を重視）。
- ② 総括エリアコーディネーター、上級エリアコーディネーターの資質及びチーム構成が優れているか。
- ③ 本プログラムを円滑に遂行するにあたり、参画機関は組織レベルでのコミットメントがある実施体制となっているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールの実現可能性はあるか。
- ⑤ 事業規模、継続性及び資金循環メカニズムが現実的かつ合理的か。また、コストパフォーマンスが優れているか。
- ⑥ 実施方法等について、社会、経済へのインパクトなど、本プログラムの成果を高めるための特色や効果的な取組が見られるか。
- ⑦ 本プログラムの関連分野に関する事業基盤、研究基盤を有しているか。
- ⑧ 補助事業終了後に自律的・持続的な活動が可能となるシステムとなっているか。

※⑦の項目において、地域オープンイノベーション選抜拠点制度の拠点を含む申請は加点します。

### (F/S調査支援型)

- ① 総括エリアコーディネーター、上級エリアコーディネーターのコミットメントがある提案となっているか。
- ② 新規性、独創性及び革新性がある提案となっているか。
- ③ 事業の実施体制は優れており、実施方法、実施スケジュールの実現可能性はあるか。
- ④ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

※③の項目において、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法承認企業（地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者）との共同研究等の可能性検討に向けた申請の場合は加点します。

### 5-3. 採択結果の決定及び通知

審査基準に基づき、外部有識者により構成される委員会において審査のうえ、採択を決定します。ただし、創出エリア支援型については、産学融合によるオープンイノベーションの重点推進エリアに対し補助事業を採択しますが、採択に準じる推進エリアを設定し、補助事業以外のソフト支援を行う場合があります。

また、採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。電子メールでの申請の場合は、通知文書を郵送します。jGrants を使用して申請した場合の採択結果は、原則、jGrants にて通知を行います。書面による通知が必要な場合は、申請時に別途問い合わせを行ってください。

## 6. 交付決定

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、交付決定は以下の機関に対して行います。

### (創出エリア支援型)

創出エリア支援機関（代表幹事機関）

### (F/S調査支援型)

F/S調査支援型に申請した大学・国研等

このほか、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## **7. 補助対象経費の計上**

### **7-1. 補助対象経費の区分**

本プログラムの対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には別添2のとおりです。

なお、創出エリア支援型において、上級エリアコーディネーターの活動経費（旅費、調査費等）を創出エリア支援機関から参画機関に対して委託費等により支出することは原則認めません。この場合は、総括エリアコーディネーターが認めた活動に関してのみ、創出エリア支援機関より直接支出することを原則とします。

### **7-2. 直接経費として計上できない経費**

#### ・上級エリアコーディネーターの人件費

※本プログラムは、モデル事業として先導的な取組の推進と好事例の創出を目的としており、補助事業での取組の定着と横展開を進めることを想定しております。このため、本プログラムで整備されたコーディネーターネットワークを持続的に機能させるためにも上級エリアコーディネーターの人件費については、原則、補助対象とせず、参画機関で負担することを想定しております。

※ただし、上級エリアコーディネーターが、総括エリアコーディネーターを補佐するなどの目的で、創出エリア支援機関に所属し、プログラム全体のマネジメントや広域連携の業務等として活動を実施する場合の人件費は直接経費に計上可能です。

#### ・建物等施設に関する経費

・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当に御相談ください。）

・その他事業に関係ない経費、社会通念上で本補助金の充当が適さない経費

※補助金での執行について判断に迷う場合は、担当まで御相談ください。

### **7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外**

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 8. その他の注意点

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

(経済産業省 補助事業事務処理マニュアル)

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

## 9. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室

産学融合先導モデル拠点創出プログラム担当

E-mail : [daigaku-renkei@meti.go.jp](mailto:daigaku-renkei@meti.go.jp)

T E L : 03-3501-0075

※お問い合わせは原則、電子メールでお願いします。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「産学融合拠点創出事業」の文言を含めるようにしてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

## 実施体制資料について

請負先、委託先並びに請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）は、事業終了後に実績報告書を提出する際に、実施体制資料を作成してください（再々委託先については金額の記述は不要）。

（実施体制資料の記載例）

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	関係	住所	契約金額（税込）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
(株) B総研	再委託先（A研究所からの委託）	神奈川県〇〇市	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
Cコンサル（株）	再委託先（A研究所からの委託）	大阪府〇〇市	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
(株) Dセンター	再々委託先（B総研からの委託）	岩手県〇〇町	記入不要	※できる限り詳細に記入
(株) E事務所	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入

※Dセンターは、補助事業者からみると再々委託先となるので、契約金額の記入は不要

実施体制図（税込100万円以上の請負・委託契約）



経費項目	内容
<b>I. 事業費</b>	補助事業者において事業を実施するために必要な経費
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 ただし、上級エリアコーディネーターについては、原則人件費の充当は認められません（7-2を参照願います。）
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会議借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等)
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入、製造に必要な経費
借料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）、設備の修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用、文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用 等
<b>II. 委託費</b>	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室  
産学融合先導モデル拠点創出プログラム担当  
E-mail : [daigaku-renkei@meti.go.jp](mailto:daigaku-renkei@meti.go.jp)  
TEL : 03-3501-0075